

ライフプランニング・リタイアメントプランニング

CFPテキスト

Financial Planner

TAC

目 次

第1章	ファイナンシャルプランニングの基礎知識	1
Theme 1	ライフイベント表とキャッシュフロー表	2
Theme 2	キャッシュフローの基礎知識	3
Theme 3	6つの係数	6
Theme 4	C F P 認定者の倫理原則	9
Theme 5	金融サービス（提供）法と消費者契約法	11
Theme 6	金融商品取引法	14
Theme 7	著作権法と個人情報保護法	15
第2章	教育資金計画	33
Theme 1	教育資金の作り方	34
Theme 2	教育ローン・奨学金等	38
第3章	住宅取得資金計画	49
Theme 1	住宅取得資金設計のポイント	50
Theme 2	住宅購入のポイント	51
Theme 3	住宅借入金等特別控除	58
Theme 4	住宅ローンの返済計画	60
Theme 5	住宅ローンの主な特徴	64
Theme 6	住宅ローンの借換え	67
Theme 7	住宅ローンの繰上げ返済	68
Theme 8	カードローンとクレジットカード	71
第4章	老後資金計画	81
Theme 1	個人年金保険	82
Theme 2	高齢者の居住の安定確保に関する法律	83
Theme 3	高齢者の住まいや支援等	85

第5章	老後資金等に関する税務	91
Theme 1	退職金の税金	92
Theme 2	公的年金等の税金	96
Theme 3	個人年金の税金	99
第6章	成年後見制度	103
Theme 1	成年後見制度	104
Theme 2	法定後見制度	105
Theme 3	任意後見制度	107
第7章	働き方と関連法令	113
Theme 1	労働基準法	114
Theme 2	最低賃金法	120
Theme 3	育児・介護休業法	123
第8章	社会保険制度	127
Theme 1	社会保険制度の概要	128
Theme 2	公的医療保険制度の種類	133
Theme 3	健康保険	134
Theme 4	国民健康保険	157
Theme 5	後期高齢者医療制度	161
Theme 6	公的介護保険制度	162
Theme 7	労災保険制度	169
Theme 8	雇用保険制度	177
第9章	公的年金制度	201
Theme 1	公的年金制度の概要	202
Theme 2	国民年金の被保険者と保険料	205
Theme 3	国民年金の保険料免除制度と追納	209
Theme 4	厚生年金保険の基礎知識	213
Theme 5	公的年金の給付	217
Theme 6	老齢基礎年金	220

Theme 7	特別支給の老齢厚生年金	225
Theme 8	65歳からの老齢厚生年金	230
Theme 9	加給年金と振替加算	233
Theme 10	在職老齢年金	237
Theme 11	障害給付	242
Theme 12	遺族給付の概要と遺族基礎年金	250
Theme 13	遺族厚生年金	255
Theme 14	併給調整など	260
Theme 15	公的年金給付のルール等	266
第10章	私的年金	275
Theme 1	私的年金の概要	276
Theme 2	厚生年金基金	279
Theme 3	確定給付企業年金	280
Theme 4	確定拠出年金	284
Theme 5	中小企業退職金共済（中退共）	292
Theme 6	自営業者等のための私的年金	296
索引		309

《過去問の表示について》

(例) (2024② 問題11)

出典：2024年度第2回CFP®資格審査試験 ライフプランニング 問題11

◆◇本教材中のマークについて◆◇

(★なし) (★) (★★) (★★★)

テーマごとに重要度を★の数でランク付け（４段階）しています。

★★と★★★を中心に、メリハリをつけて学習してください。

 **頻出！**

過去の本試験での頻出項目です。最優先で学習しましょう。

◆◇復興特別所得税について◆◇

2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間の各年分の所得税は、復興特別所得税(所得税の額の2.1%相当額)が上乗せされます。

〈例〉

所 得 税 率 (%)	5	10	20
合 計 税 率 (%) (所得税率×1.021)	5.105	10.21	20.42

第1章

ファイナンシャルプランニングの基礎知識

Contents

- Theme 1 ライフイベント表とキャッシュフロー表
- Theme 2 キャッシュフローの基礎知識 ★★★
- Theme 3 6つの係数 ★★★
- Theme 4 CFP認定者の倫理原則 ★★
- Theme 5 金融サービス提供法と
消費者契約法 ★★
- Theme 6 金融商品取引法 ★★
- Theme 7 著作権法と個人情報保護法 ★★

Theme 1 ライフイベント表とキャッシュフロー表

1 ライフイベント表とは

顧客とその家族の将来の予定や計画するイベントを、時系列的に表すもの。年次・年齢・イベント・予算などの項目があり、現在価値で表記する。

2 キャッシュフローとは

キャッシュフローとは、一定期間（1年間）の家計の全収入と全支出から把握される資金収支と、その結果増減する貯蓄残高（＝単年キャッシュフロー）をいう。通常は時系列で表記した連年キャッシュフローを作成する。

3 キャッシュフローを予測する基本的な手法

(1) 基本的事項

ライフプランニングにおいては、将来の収支予測のため連年キャッシュフロー分析を行なう。その際、重要となるのは、ライフイベント表に記入した現在価値での予算や、今後見込める収入を将来価値に直す作業である。

(2) 複合的な変動率（収入や支出の上昇率や下落率）の採用

キャッシュフロー表を作成するには、給与、物価、教育費などの変動率の予測、運用利率の予測が重要になる。

Theme 2 キャッシュフローの基礎知識 ★★★

1 可処分所得とは

可処分所得とは、年収から所得税・住民税と社会保険料を差し引いた金額で、自分で自由に使える（処分可能）お金のことである。財形貯蓄の積立額や生命保険の保険料等は可処分所得のうちに含まれる。

（参考）

年収とは税金や社会保険料を含めた支給総額であり、表面的な収入である。

社会保険料とは（会社員の場合）

厚生年金保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料※第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は健康保険料に上乗せして徴収。

2 キャッシュフロー表の見方・考え方 頻出!

(1) 収入と支出（一般的には1万円単位で記入する）

- ① 収入 ⇒ 夫や妻の給料収入や事業収入・一時的な収入（満期保険金）・年金など
- ② 支出 ⇒ 基本生活費 住居費・家賃・住宅ローン・教育費・交際費など

(2) 変動率

- ① 給与収入の上昇・下落率や基本生活費の物価上昇率や下落率を加味する。
- ② 貯蓄額の運用利率を加味する。
- ③ 一時的な収支の考え方

生命保険の満期保険金などはその実額が記入されている。将来の住宅購入資金などは変動率を適用した後の数値が記入される。2～3年後であれば予定額の場合もある。但し、民間保険料や住宅ローンは、変動率を0とし、更新時期や固定期間などで金額に変更がある場合には、変更数値が記入されている。

(3) 収入・支出の合計と「年間収支」

$$\text{年間収支} = \text{収入合計} - \text{支出合計}$$

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

(4) 年間収支の意味

年間収支がプラスの場合、その黒字額は「貯蓄残高」に組み入れる。

$$\text{各年次の貯蓄残高} = \text{前年末の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用率}) \pm \text{当年の年間収支}$$

【例題】 以下の資料からキャッシュフロー表の①～④の金額を求めなさい。

<キャッシュフロー表>

経過年数			現在	1	2	3	4	5	6	7	8	9
西 暦		変動率	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
家族・ 年齢	野島裕二 本人		38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	美紀 妻		36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
	愛 長女		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	第2子				0	1	2	3	4	5	6	7
家族の イベント	美紀さん		出産		出産	再就職			引越			
	愛さん					保育園				小学校 入学		
	第2子					保育園						小学校 入学
収入	裕二さんの収入	0.0%	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460
	美紀さんの収入	0.0%	0	0	0	240	240	240	240	240	240	240
	合計	—	460	460	460	700	700	700	700	700	700	700
支出	基本生活費	2.0%	180	184	187	191	195	199	203	207	211	215
	住宅関連費	0.5%	120	121	121	122	122	123	124	124	125	126
	愛さん教育費	2.0%	0	0	0	① ()	② ()	42	43	③ ()	33	33
	第2子教育費	2.0%	0	0	0			42	43	44	46	51
	レジャー・被服費等	1.0%	48	48	49	49	50	50	51	51	52	52
	保険料	0.0%	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	一時的支出	0.0%	30		30				80			
	合計	—	418	393	イ	498	489	496	584	515	507	517
年間収支	—	42	67	ウ	202	211	204	116	185	193	183	
預貯金等残高	1.0%	500	ア	エ	④ ()	1,038	1,252	1,381	1,580	1,789	1,990	

教育費は下記とする

<教育費の現在価値>

	保育園	公立小学校	塾代(注)	私立中学校	私立高校	私立大学
入園・入学一時金	7万円	15万円	—	50万円	50万円	40万円
年間授業料等	38万円	28万円	60万円	120万円	100万円	70万円

(注) 塾代は小学4年生から3年間、毎年60万円。

※ 計算は端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入する。ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数は残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※ 支出合計と年間収支は表中に記入された整数で計算すること。

※ 変動率は各項目のものを使用すること。

【解答】

<①～④を求める計算>

- ① 保育園の入学金+授業料の3年後の将来価値を計算する

$$7\text{万円} + 38\text{万円} = 45\text{万円}$$

$$45\text{万円} \times (1 + 0.02)^3 \approx 47.75 \Rightarrow 48\text{万円}$$

- ② 保育園の授業料のみの4年後の将来価値を計算する

$$38\text{万円} \times (1 + 0.02)^4 \approx 41.13 \Rightarrow 41\text{万円}$$

- ③ 小学校の入学金と授業料の7年後の将来価値を計算する

$$15\text{万円} + 28\text{万円} = 43\text{万円}$$

$$43\text{万円} \times (1 + 0.02)^7 \approx 49.39 \Rightarrow 49\text{万円}$$

- ④ 貯蓄残高=前年の貯蓄額×運用利率+当年の年間収支

④を求めるにはまずア～エを計算することが必要

ア $500\text{万円} \times 1.01 + 67\text{万円} = 572\text{万円}$

イ $187\text{万円} + 121\text{万円} + 49\text{万円} + 40\text{万円} + 30\text{万円} = 427\text{万円}$

ウ $460\text{万円} - 427\text{万円} = 33\text{万円}$

エ $572\text{万円} \times 1.01 + 33\text{万円} \approx 610.72\text{万円} \Rightarrow 611\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

④ $= 611\text{万円} \times 1.01 + 202\text{万円} \approx 819.11\text{万円} \Rightarrow 819\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

Theme 3 6つの係数 ★★★

諸係数を用いることで上昇率を上乗せした将来価値、また将来価値を現在価値に直した数値などを計算することができる。以下の「6つの係数」の考え方を知っておくと、積み立ての計算やローンの返済額などを求める計算にも使え、便利である。

6つの係数	例題
① 終価係数	100万円を年2%の複利の定期預金にすると5年後の元利合計はいくらになるか。 $100万円 \times 1.104 = 1,104,000円$
② 現価係数 (複利現価率)	年2%の複利で5年後に100万円にするには、今、いくら定期預金に預けたらよいのか。 $100万円 \times 0.906 = 906,000円$
③ 年金終価係数	毎年100万円を、年利2%の積立預金にしていくと、5年後の元利合計はいくらか。 $100万円 \times 5.204 = 5,204,000円$
④ 減債基金係数	5年後に100万円を受け取るためには、年利2%の積立預金で毎年いくら積立すればよいのか。 $100万円 \times 0.192 = 192,000円$
⑤ 年金現価係数	(1) 毎年5年間100万円を受取るためには、年利2%の運用で、今いくらのお金が必要か。 $100万円 \times 4.713 = 4,713,000円$ (2) 年利2%で借入、5年間で毎年100万円を返済する場合、借入金額はいくらか。 $100万円 \times 4.713 = 4,713,000円$
⑥ 資本回収係数	(1) 100万円を5年間均等に一定額で受け取る場合、年利2%で毎年の受取額はいくらか。 $100万円 \times 0.212 = 212,000円$ (2) 100万円を借入れた。年利2%で、5年間で返済する場合の毎年の返済額はいくらか。 $100万円 \times 0.212 = 212,000円$

※ ①と②は定期預金等の計算、③と④は積立の計算、⑤と⑥は年金又はローン計算に使う。

※ ①と②、③と④、⑤と⑥は互いに逆数の関係である。

(例) ⑥の(2)の場合 $100\text{万円} \times 0.212 = 212,000\text{円}$ 資本回収係数使用
 $100\text{万円} \div 4.713 \approx 212,179\text{円}$ 年金現価係数使用

<係数早見表 (年2.0%)>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.020	0.980	1.000	1.020	1.000	0.980
2年	1.040	0.961	0.495	0.515	2.020	1.942
3年	1.061	0.942	0.327	0.347	3.060	2.884
4年	1.082	0.924	0.243	0.263	4.122	3.808
5年	1.104	0.906	0.192	0.212	5.204	4.713
6年	1.126	0.888	0.159	0.179	6.308	5.601
7年	1.149	0.871	0.135	0.155	7.434	6.472
8年	1.172	0.854	0.117	0.137	8.583	7.325
9年	1.195	0.837	0.103	0.123	9.755	8.162
10年	1.219	0.820	0.091	0.111	10.950	8.983
15年	1.346	0.743	0.058	0.078	17.293	12.849
20年	1.486	0.673	0.041	0.061	24.297	16.351
25年	1.641	0.610	0.031	0.051	32.030	19.523
30年	1.811	0.552	0.025	0.045	40.568	22.396

【例題】

相川さんは、リタイア後の旅行資金として、6年間、毎年年末に17万円ずつ取り崩していきたいと考えている。年利2.0%で複利運用するとした場合、1年目の初めにいくら資金があればよいか。

【解答】

毎年の取崩額から現在の必要額を求めるには「毎年の取崩額×年金現価係数」により求める。

「 $17\text{万円} \times 5.601 = 952,170\text{円}$ 」となる。

Theme 4 CFP認定者の倫理原則 ★★

第1原則 顧客第一

顧客の利益を最優先させなければならない。

顧客の利益を最優先させることは、専門家であることの証であり、CFP認定者は正直に行動し、自らの利益及び都合を顧客の利益に優先させないことが求められる。

第2原則 誠実性

誠実性をもって専門的サービスを提供しなければならない。

誠実であるためには、専門家としてのすべての行動において正直であり公平無私であることが必要である。CFP認定者は顧客から信頼される立場にあり、こうした信頼の根源となるのは、CFP認定者の人間としての誠実さである。誠実性という表現に関する法律上の見解の相違は許されるが、原則の軽視及び虚偽は許されない。CFP認定者は、誠実であるために、倫理原則の文面だけでなくその精神に従うことが求められる。

第3原則 客観性

客観的に専門的サービスを提供しなければならない。

客観的であるためには、知識に基づいた正直さ及び中立性が必要である。客観性の原則を順守するために、CFP認定者は、いかなるサービスをどのような裁量で提供する場合においても、業務の誠実性を守り、利益相反を管理して専門家としての健全な判断を行使することが求められる。

第4原則 公平性

専門家としてのすべての関係において、公平で道理をわきまえていなければならない。また、利益相反を開示し、管理しなければならない。

公平であるためには、業務契約についての情報を顧客に提供することが必要であり、重要な利益相反の開示が求められる。利害のバランスを保つために、CFP認定者は、自らの感情、偏見及び欲望を制御することも必要である。公平性の原則を順守するために、CFP認定者は、自らがそう扱われたいと思う方法で他人を扱わなければならない。

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

第5原則 専門家意識

専門家としての模範的な態度で行動しなければならない。

専門家として、顧客、同僚及び業務上の関係者に対し、品位があり敬意を持って礼儀正しい態度で接し、適切な規制、規則及び実務要件に従わなければならない。専門家意識を持つCFP認定者は、自身で又は他の専門家と共に、職業に対する社会的なイメージ及び生活者の利益へ貢献する能力を維持し、向上させなければならない。

第6原則 専門的力量

専門的力量に満ちたサービスを提供するために、必要な能力、スキル及び知識を維持しなければならない。

専門的力量を得るためには、顧客に専門的サービスを提供するために適切な水準の能力、スキル及び知識を習得し、それらを維持することが必要である。これらに加えて、CFP認定者は、自身の限界を認識し、どのような場合に他の専門家に相談することが適切であるか、どのような場合に他の専門家を紹介することが必要であるかを判断することも求められる。CFP認定者は、専門的力量を得るために継続的に学習し、実務能力の向上に努めなければならない。

第7原則 秘密保持

顧客のすべての情報を保護しなければならない。

顧客の情報は、権限を持つ者だけがアクセスできる方法で保護され、管理されなければならない。CFP認定者は、不適切な情報漏洩の防止について理解することにより、顧客との信用及び信頼関係を構築することができる。

第8原則 勤勉性

勤勉性をもって専門的サービスを提供しなければならない。

勤勉であるためには、時宜を得た完全な方法で専門家としての責任を果たすことが必要である。勤勉性の原則を順守するためには、CFP認定者は、専門的サービスを適切に計画、管理及び提供することが求められる。

Theme 5 金融サービス（提供）法と消費者契約法 ★★

1 金融サービス（提供）法

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）

金融自由化の流れの中、金融取引の適正化と投資家保護の法整備の必要性が指摘され、立法化されたのが「金融商品販売法」である。

この「金融商品販売法」は2021年11月より金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）に改称（2024年2月より金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に改称）された。この改正により、業態ごとに縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするなど、ワンストップ提供が可能になった。

＜重要事項の説明義務＞

業者側に、金融商品の下記のリスク等に係る重要事項の説明を横断的に義務づけた法律である。

- ① 信用リスク ⇒ 財産の信用状況で元本割れすることがあることの説明
- ② 価格変動リスク ⇒ 為替・株式など市場変動で元本割れがあることの説明
- ③ 権利行使期間または解約期間の制限 ⇒ 解約期間などがあることの説明

＜対象金融商品＞

金融サービス（提供）法の対象は、預金、貯金、定期積金または銀行法に規定する掛金の受入れを内容とする契約、保険契約、有価証券取引、信託のほか金融派生商品・外国為替証拠金取引など、ほとんど全ての金融商品である。

ただし、国内商品先物取引には適用されない。またゴルフ会員権やレジャー会員権などは金融商品ではないので対象外である。

＜重要事項の説明義務＞

金融商品の販売を行う場合には、販売が行われるまでの間に重要事項について説明しなければならない。

2 消費者契約法

悪質商法や不当な契約によるトラブルから消費者を守るための法律。

＜消費者契約法の主旨＞

消費者保護の為、有価証券等の金融商品の勧誘等も含めた各種契約に係る重要事項の説明を明確化し横断的に規制する法律である。

※ 「消費者」とは、個人のことで、各種契約のうち労働契約は対象外である。

3 消費者契約法のポイント

消費者契約法では、消費者と商品提供をする事業者（法人その他の団体および事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人）とその商品に対する情報の質および量ならびに交渉力の格差を考慮し、消費者保護の観点から、事業者の次の①～④の行為に基づき契約した場合の契約の取消権を消費者に認める、契約条項の無効をも認めている。消費者契約の取消権は、追認をすることができる時から1年間行使しないとき、または、消費者契約の締結時から5年（霊感商法等の場合は10年）を経過したときは、時効により消滅する。

- ① 重要事項に関する不実告知
- ② 不確実性のあるものについての断定的判断の提供
- ③ 不利益事実に関する故意の不告知等による誤認
- ④ 不退去・監禁等による勧誘行為

※ 確定拠出年金法では、その導入に際し加入者等にリスクを説明しなかったり、無理に導入承諾を強いたり等により契約に結びつけることのないように、事業主や運営管理機関の禁止行為等として規定している。

＜金融サービス（提供）法と消費者契約法の比較＞

	金融サービス（提供）法	消費者契約法
保護されるもの	個人および事業者 ※ 特定投資家を除く	個人 ※ 事業として契約する個人を除く
内 容	重要事項の説明義務 ① 元本欠損を生じるおそれとその要因 ② 一部の商品について当初元本を上回る損失が生じるおそれ ③ 取引の仕組みのうち重要な部分 ④ 権利行使期間の制限や解約期間の制限	① 事業者の不適切な行為により消費者が誤認または困惑した場合⇒契約を取消せる ② 契約事項に消費者の利益を一方的に害する条項があった場合⇒無効とする
効 果	重要事項の説明義務違反または断定的判断の提供が行われた場合、顧客は損害賠償請求できる。 ※ 元本欠損額が損害額と推定される	契約の取消し・不当条項の無効
立証責任	説明義務違反についての立証責任は顧客側	立証責任は消費者側
併 用	個人の場合、両法を併用して対処することができる	

※ 金融サービス（提供）法では以下の場合、説明義務が免除される

- ・顧客が説明不要の意思表示をした場合
- ・顧客が特定投資家である場合

Theme 6 金融商品取引法 ★★

1 金融商品取引法

金融商品取引法は、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、証券取引法等を抜本的に改正して成立した法律である。

2 金融商品取引業

金融商品取引業を行う業者はすべて内閣総理大臣に申請、登録が必要である。

金融商品取引業者は、金融商品取引契約が成立したときは、遅滞なく契約締結時交付書面を作成し、これを顧客に交付しなければならないとされている。

なお、投資判断の前提となる基礎資料（一般的な景気動向や企業が公表している業績など）を顧客に提供することは、金融商品取引業の投資助言には該当せず、金融商品取引業者でないFPが単独で行うことが可能である。

金融商品取引業	主な業務内容
第一種金融商品取引業	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性の高い有価証券の販売・勧誘 ・顧客資産の管理 ・店頭デリバティブ取引の販売・勧誘
第二種金融商品取引業	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性の低い有価証券の販売・勧誘 ・市場デリバティブ取引の販売・勧誘
投資運用業	<ul style="list-style-type: none"> ・投資運用
投資助言・代理業	<ul style="list-style-type: none"> ・投資助言 ・投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介

3 金融商品仲介業

金融商品仲介業者とは、金融商品仲介業を行うため、内閣総理大臣の登録を受けたもの（金融商品取引法第2条第12項）をいう。金融商品仲介業者は、証券会社などの金融機関の委託を受けて、投資信託や有価証券の売買の媒介等を行う法人または個人のことである。なお、金融商品仲介業に関して、顧客から金銭や有価証券の預託を金融商品仲介業者は、受けてはならない（同法第66条の13）。

Theme 7 著作権法と個人情報保護法 ★★

1 著作権法

著作権とは、「思想又は感情を創作的に表現した」論文、講義レジュメ、コンピュータソフトなどの著作物を独占的に支配する権利をいう（著作権は、別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物については最後に死亡した著作者の死後）70年を経過するまでの間存続する）。著作権の発生には著作物として登録しなければ著作権が発生しないという「方式主義」と著作物が創作されたときに自動的に著作権が発生するという「無方式主義」がある。わが国は「無方式主義」を採用している（著作権法第17条第2項）。著作権のある著作物を著作権者の許諾を得ないで無断使用すれば、著作権侵害になる。ただし、許諾なく使える場合に該当すれば、無断使用しても著作権侵害にはならない。また、無断複製物であることを知りながら当該複製物を有償・無償を問わず、公衆に譲渡または貸与すると著作権侵害になる。さらに、付された権利者の情報や利用許諾の条件等の権利管理情報を故意に変更する行為等も著作権侵害となる。

なお、著作権は、その全部または一部を譲渡することができる。

(1) やってはいけないこと

- ① 他人の著作物を複製して、まとまった人数の会などで使用すること。著作権者の承諾がなければ違法となる。
 - （例）・20名のFP勉強会において、有名人の書籍をコピーして教材として使用する
 - ・生活者向け講演会において、新聞記事をコピーして資料として配布する
- ② 「デジタル方式の録音または録画機能を有する機器」を使って複製すること。著作権者に相当の補償金を支払うものとされている。

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

(2) やっていいこと

- ① 他人の著作物を「私的使用目的」で複製し、家族や親しい友人の範囲内（2～3名程度）で使用することは認められている。
- ② 公表された著作物は、以下の要件の下で引用することができる。
 - a) 正当な慣行に合致するもので、報道・批評・研究その他引用の目的上正当な範囲内である。
 - b) 引用する部分をカギ括弧「 」などで明確に区別する。
 - c) 引用する部分が従で、自分の著述部分が主である。
 - d) 出典・出所、著作者名を明記する。
- ③ 法令・条例・通達・判決などには著作権がなく、自由に引用することができる。
- ④ 国や地方公共団体が公表している広報資料・統計資料・白書などは、一般に許諾なしに転載することができる。

2 個人情報保護法

個人情報保護法は、個人の権利と利益を保護するため個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の適切な取扱いについての義務を定めたものである。事業のために取り扱う個人情報の数が1件でも、個人情報取扱事業者として本法の適用を受ける。

個人情報とは、氏名や住所など個人を識別できる情報や他の情報と照合することで個人を識別できる情報をいう。個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データや指紋など生存する特定の個人における身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号などの個人識別符号を含む情報）なども個人情報である。また、人種や病歴などを含む要配慮個人情報の取得には、原則として、本人の同意が必要である。

(1) やってはいけないこと

- ① 本人の承諾なしに第三者に提供すること。個人情報の取扱いは、利用目的を特定し公表または通知しなければならない。
- ② F P会員倫理規定には守秘義務の規定があるが、この規定にかかわらず、顧客情報は責任をもって管理しなければならない。

(2) やっていいこと

個人情報を利用する場合は、予めその利用目的を明示し、本人の同意を得たうえで、限定的に利用することができる。

(F Pが相談業務において留意すべき内容)

- ① 顧客情報の管理は**書庫の施錠**、F A X送信をしない、廃棄書類はシュレッダー処理または溶解処分によるなど、その内容を開示する。
- ② 顧客情報は原則コピーしない。止むを得ずコピーするときは、必ず本人の承諾を得て行う。
- ③ 執筆や講演における例示などで**特定の顧客を紹介しない**。紹介する場合は、必ず**本人の承諾**を得てから行う。
- ④ 営業DMなどの発送は、**本人の承諾**をとってから送る。
- ⑤ 予め苦情の連絡先を明示し、寄せられた苦情には、真摯かつ迅速に対応する。

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

【確認問題1】(2019② 問題7・問題8改題)

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入(年間・手取り)

長谷川仁志さん(本人・会社員)：現在680万円。2036年末に退職するが、2037年から2041年まで継続雇用で勤務する。

2037年の収入は340万円(現在価値)となる。

長谷川令子さん(妻・パート)：現在80万円。2030年末に退職する。

○一時的収入 仁志さんは、2036年に退職一時金2,000万円(手取り)を受け取る。

【支出に関する事項】

○基本生活費 年間360万円(現在価値)。2032年以降、年間324万円(現在価値)となる。

○住宅関連費 持ち家(マンション)

住宅ローン：金利年1.0%(全期間固定)

元利均等返済(ボーナス返済なし)

債務者は仁志さんで64歳の年末に完済予定

年間返済額は121万円

固定資産税等：年間12万円

管理費および修繕積立金：年間33万円

○教育費

- ・長女は、私立大学文系（四年制）に通学している。
- ・長男は、私立高校に通学しており、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。

[教育費の現在価値]

	高校		大学	
	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	40万円	90万円	85万円	120万円
入学一時金	15万円	35万円	30万円	30万円

○生命保険料 年間30万円（2039年からは年間24万円）

○自動車関連費

維持費 : 年間25万円（現在価値）

買替え : 2031年に200万円（現在価値）

車検費用：2025年、2027年、2029年、2034年、2036年、2038年、2040年に車検を行う。費用は1回当たり10万円（現在価値）

○その他支出 毎年15万円（現在価値）

○一時的支出

家族旅行：2028年、2031年にそれぞれ30万円、2036年に退職記念旅行60万円（すべて現在価値）

【留意事項】

キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	49	50	51	52	53	54	55	56
		令子 妻	47	48	49	50	51	52	53	54
		慶子 長女	20	21	22	23	24	25	26	27
		英樹 長男	17	18	19	20	21	22	23	24
ライフイベント		変動率			長男 大学入学	長女就職 家族旅行			長男就職 自動車 買替え 家族旅行	
収入	給与収入(本人)	0.5%	680	683	687	690				
	給与収入(妻)	0.5%	80	80	81	81			0	0
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	—	760	763	768	771				
支出	基本生活費	0.5%	360	362						336
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166
	教育費(長女)	0.5%	85	85		0	0	0	0	0
	教育費(長男)	0.5%	90	90					0	0
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30
	自動車関連費	0.5%	35	25	35					
	その他支出	0.5%	15	15	15	15	15	15	15	16
	一時的支出	0.5%	0	0						
支出合計	—	781	773	812	(ア)					
年間収支	—	▲21	▲10	▲44						
預貯金等残高	0.5%	1,100	1,096	1,057						1,287

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	57	58	59	60	61	62	63	64
		令子 妻	55	56	57	58	59	60	61	62
		慶子 長女	28	29	30	31	32	33	34	35
		英樹 長男	25	26	27	28	29	30	31	32
ライフイベント		変動率				退職記念 旅行	継続雇用			
収入	給与収入(本人)	0.5%					361	363	365	366
	給与収入(妻)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	一時的収入	0.0%	0	0	0	2,000	0	0	0	0
	収入合計	—					361	363	365	366
支出	基本生活費	0.5%							347	349
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166
	教育費(長女)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育費(長男)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	24	24
	自動車関連費	0.5%						37	27	38
	その他支出	0.5%	16	16	16	16	16	16	16	16
	一時的支出	0.5%		0	0	63	0	0	0	0
支出合計	—				654	583	595	580	593	
年間収支	—	133	(イ)	136	2,064	▲222	▲232	▲215	▲227	
預貯金等残高	0.5%	1,426						3,158	2,947	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

設問A

長谷川さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP®認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄（ア）、（イ）にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 717 (イ) 85
2. (ア) 717 (イ) 123
3. (ア) 803 (イ) 85
4. (ア) 803 (イ) 123

設問B

長谷川さん夫婦は、長女の慶子さんから大学院進学を検討したいと相談を受けたことから、長男の英樹さんも大学院に進学した場合の家計への影響について知りたく、CFP®認定者に相談し、以下の〈見直しの内容〉を反映させたキャッシュフロー表を作成してもらうことにした。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄（ウ）にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

令子さん : 現在の条件で、65歳まで働き続けるものとする。
 大学院の学費 : 慶子さんおよび英樹さんともに、それぞれ年間90万円（現在価値）を大学院入学の年から2年間とする。なお、入学金は1年目の学費に含まれているものとする。

1. 873
2. 955
3. 981
4. 1,048

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

<見直し後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7	
西暦(年)		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	49	50	51	52	53	54	55	56
	令子	妻	47	48	49	50	51	52	53	54
	慶子	長女	20	21	22	23	24	25	26	27
	英樹	長男	17	18	19	20	21	22	23	24
ライフイベント				長男 大学入学	長女 大学院 入学 家族旅行		長女就職	長男 大学院 入学 自動車 買替え 家族旅行		
		変動率								
収入	給与収入(本人)	0.5%	680	683	687	690				
	給与収入(妻)	0.5%	80	80	81	81				
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	—	760	763	768	771				
支出	基本生活費	0.5%	360	362						336
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166
	教育費(長女)	0.5%	85	85				0	0	0
	教育費(長男)	0.5%	90	90						
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30
	自動車関連費	0.5%	35	25	35					
	その他支出	0.5%	15	15	15	15	15	15	15	16
	一時的支出	0.5%	0	0	0					
支出合計	—	781	773	812						
年間収支	—	▲21	▲10	▲44						
預貯金等残高	0.5%	1,100	1,096	1,057	1,025	1,013	1,104	(ウ)		

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15	
西暦(年)		2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	57	58	59	60	61	62	63	64
	令子	妻	55	56	57	58	59	60	61	62
	慶子	長女	28	29	30	31	32	33	34	35
	英樹	長男	25	26	27	28	29	30	31	32
ライフイベント			長男就職		退職記念 旅行	継続雇用				
		変動率								
収入	給与収入(本人)	0.5%				361	363	365	366	
	給与収入(妻)	0.5%				85	85	86	86	
	一時的収入	0.0%	0	0	0	2,000	0	0	0	
	収入合計	—				446	448	451	452	
支出	基本生活費	0.5%						347	349	
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	
	教育費(長女)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	
	教育費(長男)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	24	24
	自動車関連費	0.5%						37	27	38
	その他支出	0.5%	16	16	16	16	16	16	16	
	一時的支出	0.5%		0	0	63	0	0	0	
支出合計	—				654	583	595	580	593	
年間収支	—		207	220	2,149	▲137	▲147	▲129	▲141	
預貯金等残高	0.5%	1,301	1,515	1,743	3,901	3,784	3,656	3,545	3,422	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

【確認問題2】

鶴野さんは退職後、公的年金を受給しつつ、蓄えた資産を取り崩しながら生活していくことを考えている。退職後は「年利2%」の複利運用をして、「20年間」にわたり毎年末に「120万円」ずつ取り崩していきたいと考えている。現在の手持ち資金のうち800万円と、毎年末積み立てる一定の金額とを合わせて必要な金額を準備する場合、退職までの「10年間」にわたり「年利5%」で複利運用したとすると、毎年積み立てる必要な金額として、正しいものはどれか。なお、税金等については考慮しなくてよい。また、計算に当たっては、下記の各係数表を使用し、計算過程で端数が出た場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を四捨五入すること。

<終価係数>

期間	2.0%	5.0%
10年	1.21899	1.62889
20年	1.48595	2.65330

<減債基金係数>

期間	2.0%	5.0%
10年	0.09133	0.07950
20年	0.04116	0.03024

<現価係数>

期間	2.0%	5.0%
10年	0.82035	0.61391
20年	0.67297	0.37689

<年金現価係数>

期間	2.0%	5.0%
10年	8.98259	7.72173
20年	16.35143	12.46221

<年金終価係数>

期間	2.0%	5.0%
10年	10.94972	12.57789
20年	24.29737	33.06595

<資本回収係数>

期間	2.0%	5.0%
10年	0.11133	0.12950
20年	0.06116	0.08024

1. 29万円
2. 52万円
3. 54万円
4. 93万円

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

【確認問題3】(2013② 問題32改題)

2026年3月末に定年退職を迎える筒井基晴さんは、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金の合計3,300万円(2026年3月末時点)を、2026年4月1日からの25年間、複利運用しながら取り崩して生活費に充てるとともに、2036年3月末に自宅のリフォーム資金として取り崩す計画を立てている。2026年4月1日からの5年間は年利0.2%で複利運用しながら毎年3月末に180万円を取り崩し、それ以降の20年間は年利0.5%で複利運用しながら毎年3月末に100万円を取り崩すこととした場合、2036年3月末(2026年4月1日から10年後)に自宅のリフォーム資金として取り崩すことができる最大金額として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、下記の各係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を四捨五入すること。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	0.2%	0.5%
5年	1.010	1.025
10年	1.020	1.051
20年	1.041	1.105

[減債基金係数]

期間	0.2%	0.5%
5年	0.199	0.198
10年	0.099	0.098
20年	0.049	0.048

[現価係数]

期間	0.2%	0.5%
5年	0.990	0.975
10年	0.980	0.951
20年	0.961	0.905

[年金現価係数]

期間	0.2%	0.5%
5年	4.970	4.926
10年	9.891	9.730
20年	19.586	18.987

[年金終価係数]

期間	0.2%	0.5%
5年	5.020	5.050
10年	10.090	10.228
20年	20.385	20.979

[資本回収係数]

期間	0.2%	0.5%
5年	0.201	0.203
10年	0.101	0.103
20年	0.051	0.053

1. 512万円
2. 525万円
3. 531万円
4. 544万円

【確認問題 4】

C F P[®]認定者は、そのあるべき姿を規範的に示した「C F P[®]認定者の倫理原則」に基づき、ファイナンシャル・プランニングの専門家としての適切な行動をとらなければならない。「C F P[®]認定者の倫理原則」にあるそれぞれの原則に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜日本F P協会 C F P[®]認定者の倫理原則（抜粋）＞

第2原則 誠実性：誠実性をもって専門的サービスを提供しなければならない。

第3原則 客観性：客観的に専門的サービスを提供しなければならない。

第4原則 公平性：専門家としてのすべての関係において、公平で道理をわきまえていなければならない。また、利益相反を開示し、管理しなければならない。

第6原則 専門的力量：専門的力量に満ちたサービスを提供するために、必要な能力、スキル及び知識を維持しなければならない。

1. 【第2原則 誠実性】

誠実であるためには、専門家としてのすべての行動において正直であり公平無私であることが必要である。C F P[®]認定者は顧客から信頼される立場にあり、こうした信頼の根源となるのは、C F P[®]認定者の人間としての誠実さである。

2. 【第3原則 客観性】

客観性の原則を順守するために、C F P[®]認定者は、いかなるサービスをどのような裁量で提供する場合においても、業務の誠実性を守り、利益相反を管理して専門家としての健全な判断を行使することが求められる。

3. 【第4原則 公平性】

公平であるためには、業務契約についての情報を顧客に提供することが必要であり、重要な利益相反の開示が求められる。利益のバランスを保つために、C F P[®]認定者は、自らの感情および欲望を制御することも必要である。

4. 【第6原則 専門的力量】

専門的力量を得るためには、顧客に専門的なサービスを提供するために適切な水準の能力、スキルおよび知識を習得し、これを維持することが必要である。従って、問題の解決に当たっては、他の専門家に頼らず、すべて独力で解決しなければならない。

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

〔解答1〕

設問A

正解 2

(ア) 3年後の支出合計

基本生活費 : $360\text{万円} \times (1 + 0.005)^3 \approx 365\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

教育費(長男) : $85\text{万円} \times (1 + 0.005)^3 \approx 86\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

自動車関連費 : $25\text{万円} \times (1 + 0.005)^3 \approx 25\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

一時的支出 : $30\text{万円} \times (1 + 0.005)^3 \approx 30\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

支出合計 : 基本生活費365万円 + 住宅関連費166万円 + 教育費(長男)86万円
+ 生命保険料30万円 + 自動車関連費25万円 + その他支出15万円
+ 一時的支出30万円 = 717万円

(イ) 9年後の年間収支

夫の給与収入 : $680\text{万円} \times (1 + 0.005)^9 \approx 711\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

収入合計 : 夫の給与収入711万円 + 妻の給与収入0円 = 711万円

基本生活費 : $324\text{万円} \times (1 + 0.005)^9 \approx 339\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

自動車関連費 : $(25\text{万円} + 10\text{万円}) \times (1 + 0.005)^9 \approx 37\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

支出合計 : 基本生活費339万円 + 住宅関連費166万円 + 生命保険料30万円
+ 自動車関連費37万円 + その他支出16万円 = 588万円

年間収支 : 収入合計711万円 - 支出合計588万円 = 123万円

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	49	50	51	52	53	54	55	56
		令子 妻	47	48	49	50	51	52	53	54
		慶子 長女	20	21	22	23	24	25	26	27
		英樹 長男	17	18	19	20	21	22	23	24
ライフイベント					長男 大学入学	長女就職 家族旅行			長男就職 自動車 買替え 家族旅行	
			変動率							
収入	給与収入(本人)	0.5%	680	683	687	690	694	697	701	704
	給与収入(妻)	0.5%	80	80	81	81	82	82	0	0
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	—	760	763	768	771	776	779	701	704
支出	基本生活費	0.5%	360	362	364	365	367	369	371	336
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166
	教育費(長女)	0.5%	85	85	86	0	0	0	0	0
	教育費(長男)	0.5%	90	90	116	86	87	87	0	0
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30
	自動車関連費	0.5%	35	25	35	25	36	26	232	26
	その他支出	0.5%	15	15	15	15	15	15	15	16
	一時的支出	0.5%	0	0	0	30	0	0	31	0
支出合計	—	781	773	812	(ア)717	701	693	845	574	
年間収支	—	▲21	▲10	▲44	54	75	86	▲144	130	
預貯金等残高	0.5%	1,100	1,096	1,057	1,116	1,197	1,289	1,151	1,287	

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	57	58	59	60	61	62	63	64
		令子 妻	55	56	57	58	59	60	61	62
		慶子 長女	28	29	30	31	32	33	34	35
		英樹 長男	25	26	27	28	29	30	31	32
ライフイベント						退職記念 旅行	継続雇用			
			変動率							
収入	給与収入(本人)	0.5%	708	711	715	718	361	363	365	366
	給与収入(妻)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	一時的収入	0.0%	0	0	0	2,000	0	0	0	0
	収入合計	—	708	711	715	2,718	361	363	365	366
支出	基本生活費	0.5%	337	339	341	342	344	346	347	349
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166
	教育費(長女)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育費(長男)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	24	24
	自動車関連費	0.5%	26	37	26	37	27	37	27	38
	その他支出	0.5%	16	16	16	16	16	16	16	16
	一時的支出	0.5%	0	0	0	63	0	0	0	0
支出合計	—	575	588	579	654	583	595	580	593	
年間収支	—	133	(イ)123	136	2,064	▲222	▲232	▲215	▲227	
預貯金等残高	0.5%	1,426	1,556	1,700	3,773	3,570	3,356	3,158	2,947	

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

設問B

正解 2

6年後の預貯金額等残高

夫の収入 : $680\text{万円} \times (1 + 0.005)^6 \approx 701\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

妻の収入 : $80\text{万円} \times (1 + 0.005)^6 \approx 82\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

収入合計 : 夫の収入701万円 + 妻の収入82万円 = 783万円

基本生活費 : $360\text{万円} \times (1 + 0.005)^6 \approx 371\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

教育費(長男) : $90\text{万円} \times (1 + 0.005)^6 \approx 93\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

自動車関連費 : $(200\text{万円} + 25\text{万円}) \times (1 + 0.005)^6 \approx 232\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

一時的支出 : $30\text{万円} \times (1 + 0.005)^6 \approx 31\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

支出合計 : 基本生活費371万円 + 住宅関連費166万円 + 教育費(長男)93万円
+ 生命保険料30万円 + 自動車関連費232万円 + その他支出15万円
+ 一時的支出31万円 = 938万円

年間収支 : 収入合計783万円 - 支出合計938万円 = ▲155万円

預貯金等残高 : $1,104\text{万円} \times 1.005 - 155\text{万円} \approx \underline{955\text{万円}}$ (万円未満四捨五入)

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

<見直し後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7		
西暦(年)		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	49	50	51	52	53	54	55	56	
		令子	妻	47	48	49	50	51	52	53	54
		慶子	長女	20	21	22	23	24	25	26	27
		英樹	長男	17	18	19	20	21	22	23	24
ライフイベント				長男 大学入学	長女 大学院 入学 家族旅行		長女就職	長男 大学院 入学 自動車 買替え 家族旅行			
		変動率									
収入	給与収入(本人)	0.5%	680	683	687	690	694	697	701	704	
	給与収入(妻)	0.5%	80	80	81	81	82	82	82	83	
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入合計	—	760	763	768	771	776	779	783	787	
支出	基本生活費	0.5%	360	362	364	365	367	369	371	336	
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166	
	教育費(長女)	0.5%	85	85	86	91	92	0	0	0	
	教育費(長男)	0.5%	90	90	116	86	87	87	93	93	
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30	
	自動車関連費	0.5%	35	25	35	25	36	26	232	26	
	その他支出	0.5%	15	15	15	15	15	15	15	16	
	一時的支出	0.5%	0	0	0	30	0	0	31	0	
支出合計	—	781	773	812	808	793	693	938	667		
年間収支	—	▲21	▲10	▲44	▲37	▲17	86	▲155	120		
預貯金等残高	0.5%	1,100	1,096	1,057	1,025	1,013	1,104	(ウ)955	1,080		

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15		
西暦(年)		2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040		
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	57	58	59	60	61	62	63	64	
		令子	妻	55	56	57	58	59	60	61	62
		慶子	長女	28	29	30	31	32	33	34	35
		英樹	長男	25	26	27	28	29	30	31	32
ライフイベント			長男就職		退職記念 旅行	継続雇用					
		変動率									
収入	給与収入(本人)	0.5%	708	711	715	718	361	363	365	366	
	給与収入(妻)	0.5%	83	84	84	85	85	85	86	86	
	一時的収入	0.0%	0	0	0	2,000	0	0	0	0	
	収入合計	—	791	795	799	2,803	446	448	451	452	
支出	基本生活費	0.5%	337	339	341	342	344	346	347	349	
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166	
	教育費(長女)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0	
	教育費(長男)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0	
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	24	24	
	自動車関連費	0.5%	26	37	26	37	27	37	27	38	
	その他支出	0.5%	16	16	16	16	16	16	16	16	
	一時的支出	0.5%	0	0	0	63	0	0	0	0	
支出合計	—	575	588	579	654	583	595	580	593		
年間収支	—	216	207	220	2,149	▲137	▲147	▲129	▲141		
預貯金等残高	0.5%	1,301	1,515	1,743	3,901	3,784	3,656	3,545	3,422		

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

〔解答2〕

正解 2

- ・退職後、年利2%の複利運用をしながら、20年間にわたり、毎年末に120万円ずつ取り崩すために必要な退職時の金額

$$1,200,000円 \times 16.35143 \text{ (年金現価係数} 2.0\% \cdot 20\text{年)} = 19,621,716円 \dots \textcircled{1}$$

- ・現在手持ちの800万円を、退職までの10年間にわたり年利5%の複利運用した場合の退職時の金額

$$8,000,000円 \times 1.62889 \text{ (終価係数} 5.0\% \cdot 10\text{年)} = 13,031,120円 \dots \textcircled{2}$$

- ・退職までの10年間にわたり年利5%の複利運用するとして、必要な毎年積み立てる金額

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} = 19,621,716円 - 13,031,120円 = 6,590,596円$$

$$6,590,596円 \times 0.07950 \text{ (減債基金係数} 5.0\% \cdot 10\text{年)} \approx 523,952円 \text{ (円未満四捨五入)}$$

$$523,952円 \rightarrow \underline{52万円} \text{ (万円未満四捨五入)}$$

〔解答3〕

正解 4

- ・2026年4月1日からの5年間、年利0.2%で複利運用しながら毎年3月末に180万円取り崩すのに必要な金額
 $1,800,000円 \times 4.970$ (年金現価係数0.2%・5年) = 8,946,000 …①
- ・2031年4月1日(当初から5年間経過後)からの20年間、年利0.5%で複利運用しながら、毎年3月末に100万円を取り崩すのに必要な金額
 $1,000,000円 \times 18.987$ (年金現価係数0.5%・20年) = 18,987,000円 …②
- ・②の金額の2026年3月末における現在価値
 $② \times 0.990$ (現価係数0.2%・5年) = 18,797,130円 …③
- ・3,300万円のうち自宅のリフォームに充てることのできる資金の金額(2026年3月末時点)
 $33,000,000円 - (① + ③) = 5,256,870円$ …④
- ・④の金額を2026年4月1日からの5年間、年利0.2%で複利運用する
 $④ \times 1.010$ (終価係数0.2%・5年) $\approx 5,309,439円$ (円未満四捨五入) …⑤
- ・⑤の金額を2031年4月1日からの5年間、年利0.5%で複利運用する
 $⑤ \times 1.025$ (終価係数0.5%・5年) $\approx 5,442,175円$ (円未満四捨五入)
 → 544万円 (万円未満四捨五入)

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

〔解答4〕

正解 4

1. 適切。本肢のとおり。
2. 適切。本肢のとおり。
3. 適切。本肢のとおり。
4. 不適切。専門的力量を得るためには、顧客に専門的サービスを提供するために適切な水準の能力、スキルおよび知識を習得し、それらを維持することが必要である。これらに加えて、CFP[®]認定者は、業際を認識し、どのような場合に他の専門家に相談することが適切であるか、どのような場合に他の専門家を紹介することが必要であるかを判断することも求められる。CFP[®]認定者は、専門的力量を得るために継続的に学習し、実務能力の向上に努めなければならない。

索引

【英数字】

1人1年金の原則	260
3号分割制度	264
C F P 認定者の倫理原則	9

【い】

育児休業給付	193
遺族（補償）給付	173
遺族基礎年金	250
遺族厚生年金	250, 255
一般教育訓練給付金	187

【か】

介護（補償）給付	173
介護休業給付	192
介護給付	165
介護老人福祉施設	167
介護老人保健施設	167
介護療養型医療施設	167
加給年金	233
学資（こども）保険	34
学生納付特例制度	211
確定給付企業年金	280
確定拠出年金	284
確定年金	82
可処分所得	3
家族埋葬料	154
家族療養費	142
合算対象期間	222
寡婦年金	253
元金均等返済	63
元利均等返済	63

【き】

期間短縮型	68
企業型年金	287
基金型	280
基本手当	179
基本手当日額	181
規約型	281
キャッシュフロー	2
キャッシュフロー表	3
休業（補償）給付	173

求職者支援制度	194
給付基礎日額	174
教育一般貸付	38
教育訓練給付	187
教育資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税制度	35
強制適用事業所	135, 213
強制適用被保険者	214
業務災害	171
居宅療養管理指導	166
金融サービス提供法	11

【く】

繰上げ支給	220
繰上げ返済	68
繰下げ支給	220
クレジットカード	71

【け】

経過的寡婦加算	258
契約者貸付制度	304
結婚・子育て資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税制度	36
現価係数	6
健康保険	134
健康保険の被扶養者	137
健康保険の被保険者	136
健康保険の保険料	140
減債基金係数	6

【こ】

合意分割制度	264
高額介護（介護予防）サービス費	164
高額介護合算療養費	147
高額療養費	144
後期高齢者医療制度	161
後見	105
厚生年金基金	279
厚生年金保険料	215
公的介護保険制度	162
公的年金等以外の雑所得	96
高齢求職者給付金	185
高齢雇用継続基本給付金	191

◆索引◆

高年齢雇用継続給付	190
高年齢再就職給付金	191
国民健康保険	157
国民年金基金	297
国民年金の被保険者	205
個人型年金 (iDeCo)	287
固定金利型	60
固定金利選択型	62
雇用継続給付	190
雇用保険制度	177

【さ】

サービス付高齢者向け住宅制度	83
再就職手当	185
在職老齢年金	237
債務返済支援保険料	53
産科医療補償制度	152

【し】

児童手当	36
児童扶養手当	37
死亡一時金	254
資本回収係数	6
終価係数	6
従業員抛出 (マッチング抛出)	291
就業促進定着手当	186
就職促進給付	185
終身年金	82
住宅改修費支給	167
住宅借入金等特別控除	58
住宅ローンの借換え	67
住民保険	133
出産育児一時金	152
出産手当金	153
出産費貸付制度	152
障害 (補償) 給付	173
障害基礎年金	244
障害厚生年金	246
障害者・長期加入者の特例	227
障害認定日	242
奨学金	40
小規模企業共済制度	303
消費者契約法	12
傷病 (補償) 年金	173
傷病手当金	149

常用就職支度手当	186
機能型国民年金基金	297
初診日	242
申請免除	209

【せ】

成年後見制度	104
全国国民年金基金	297
専門実践教育訓練給付金	187

【そ】

葬祭料、葬祭給付	173
相続時精算課税制度	54
総量規制	75

【た】

第1号被保険者	163
第2号被保険者	163
第3号被保険者	205
第一種奨学金	40
退職所得	92
退職所得控除額	92
第二種奨学金	40
短期入所生活介護	166
短期入所療養介護	166
団体信用生命保険料	51

【ち】

地域包括支援センター	168
中高齢寡婦加算	257
中小企業退職金共済	292
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を 受けた場合の贈与税の非課税措置	54

【つ】

追納	212
通勤災害	171
通所介護	166
通所リハビリテーション	166

【て】

定額部分	228
------	-----

【と】

特定施設入居者生活介護	166
-------------	-----

特定受給資格者	183
特定理由離職者	183
特別加入制度	175
特別支給の老齢厚生年金	228

【に】

二次健康診断等給付	173
日常生活自立支援事業	86
任意加入被保険者	206, 214
任意継続被保険者	155
任意後見監督人	108
任意後見制度	107
任意適用事業所	135, 213

【ね】

年金現価係数	6
年金終価係数	6

【の】

納付猶予制度	211
--------	-----

【ひ】

被用者年金	202
被用者保険	133
標準賞与額	140, 215
標準報酬月額	140, 215

【ふ】

夫婦年金	82
付加年金	296
福祉用具購入費支給	167
福祉用具貸与	167
不動産担保型生活資金貸付制度	85
フラット35	64
振替加算	235

【へ】

併給調整	260
返済額軽減型	68
変動金利型	60

【ほ】

報酬比例部分	228
法定後見制度	105
法定免除	209

訪問介護	165
訪問看護	165
訪問入浴介護	165
訪問リハビリテーション	166
保険外併用療養費	143
保険料納付済期間	221
保険料納付要件	243
保険料免除期間	221
保佐	106
補助	106
保証期間付終身年金	82

【ま】

埋葬料	154
-----	-----

【ゆ】

有期年金	82
------	----

【よ】

予防給付	168
------	-----

【ら】

ライフイベント表	2
----------	---

【り】

離婚時の年金分割制度	264
リボルビング払い	72
療養（補償）給付	173
療養の給付	143
療養の費用	173
療養費	143

【ろ】

労災保険制度	169
老齢基礎年金	220
老齢給付金	290
老齢厚生年金	230
ローン事務手数料	52
ローン保証料	52

CFP[®] テキスト ライフ・リタイアメントプランニング

2006年7月9日 初版発行
2025年6月24日 第30版第1刷発行

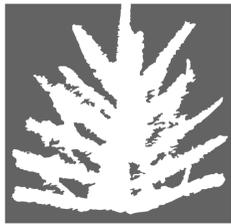
発 行 者 多田 敏男
発 行 所 T A C株式会社
〒101-8383
東京都千代田区神田三崎町 3-2-18

©2025 T A C

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。



TAC